

**【用語】** 反取一年貢徵収法の一つ、反当りの年貢高を決め、それに全反別を乗じて年貢高を決定する方法。惣百姓—村中の本百姓をいう風水旱損—大風・洪水・旱魃などによる被害 損亡—損毛、被害 畜成田—もと田であつたのが畠に代わること 永引—高内引の一種、荒廃地などの年貢を永久に免除すること 立帰り—立返り、荒地を再び耕地にすること、起返り 位—田畠の等級 惣反別—総面積 有肺—ありのまま、いつわりなく 極月—陰暦十二月の異称 出作—他村に所有する田畠を耕作すること 邑楽郡大佐貫村—邑楽郡明和町

【解説】江戸時代の領主は、田畠等を検地して村高を定め、その村高

に応じて一定の年貢を賦課した。年貢を賦課する方法には検見と定免があつた。検見法は、田畠の実情と収穫高の豊凶に応じてその年の年貢率を決める方法である。定免法は、過去数年の収穫高を平均して年貢率を定め、ある一定期間は豊凶に関わらず定率の年貢を納めさせる方法で、その期間を過ぎれば継年季つぎねんきといつて年季を切り替え、それまでの年貢率よりやや上乗せして継続された。ただし定免の年季中であつても、ひどい不作の場合は破免はめんといつて検見に切り替えられることもあつた。一般に、江戸時代初期は検見法が行われ、享保年間以降は幕府領を中心に定免法が採用される傾向にあつた。

この文書は、日光脇往還が通り、旗本の水野・小倉・間宮・石丸氏の四給知行地であつた大佐貫村の定免請証文である。大佐貫村は、元文五年（一七四〇）に村高五〇〇石三斗余、田一八町二反余、畠三一町二反余であつた。このうち田方分が寛延二年（一七四九）から宝暦三年（一七五三）までの五年季で反取り定免が採用されることになつたが、村では定免を請ける条件として、風水害や干涸により村全体の田反別が一割以上の被害をうけた時には検見に変更してほしいと記している。なお、この反取が基準となつて年貢割付状が作成されたのである。